

Title	旧ソ連三カ国における非核化の決定要因に関する比較分析
Sub Title	Comparative analysis on determinants of denuclearization of three former Soviet Union countries
Author	北野, 充 (Kitano, Mitsuru)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2024
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). No.143 (2024. 12) ,p.1- 39
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20241215-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

旧ソ連三カ国における非核化の 決定要因に関する比較分析

北 野 充

- 一 はじめに
- 二 先行研究と本稿における分析枠組みの構築
 - (一) 個別国についての経過的分析に主眼をおいたもの
 - (二) 特定の理論枠組みから分析を行ったもの
 - (三) 三カ国を対象として事例研究を行ったもの
 - (四) 本稿における分析枠組みの構築
- 三 旧ソ連三カ国の非核化
 - (一) 旧ソ連三カ国の非核化の流れ
 - (二) ベラルーシの非核化
 - (三) カザフスタンの非核化
 - (四) ウクライナの非核化
- 四 旧ソ連三カ国における非核化の決定要因
- 五 結 論

一 はじめに

本稿は1990年代に非核化¹⁾を実現した旧ソ連の三カ国（ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシ）について非核化の決定要因に関する比較分析を行

1) 本稿において「非核化」は一旦、核保有国となった国がそれを放棄することを指して用いる。英語ではdenuclearizationがこれに当たる。これは、核を放棄する当該国の側から見た概念としても、国際社会の側から見た概念としても用いられる。同様の意味で「核の放棄」(renouncement of nuclear weapons)が用いられることがあるが、これは、放棄する国の側から見た概念である。ここでいう「非核化」が実現した事例としては、本稿で取り上げる三カ国の他、南アフリカの事例がある。

い、三カ国の共通点と相違点を明らかにしようとするものである。

これら三カ国は1991年にソ連が解体したため、自らの領域内に核兵器が所在したまま独立国となったが²⁾、その後、この三カ国ともに1990年代の内に、核不拡散条約 (Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: NPT) に非核兵器国として加盟し、ロシアに核兵器を移送することによって、非核化を実現した。

これら三カ国の非核化は、核問題に関する重大な懸案として、1990年代前半における国際政治上の重要な関心事であり、学術研究においても核の抑制³⁾の注目すべき一形態としてさまざまな分析の対象となってきた。これらの研究においては、経過的な分析に主眼を置いたもの、特定の理論枠組みから分析をおこなったものが多く、三カ国を対象として事例研究を行ったものについても、三カ国ともにそれぞれプロセスに相違はありながらも、結局はいずれも非核化に至ったという点に重点が置かれて分析がなされており、管見の範囲では三カ国の共通点と相違点を体系的に分析することはなされていない状況にある (下記二参照)。

一方、これら三カ国の非核化は、単一のカテゴリーで捉えることで良いのだろうか。それを疑うべき理由がいくつかある。

一つは、これら三カ国はいずれも非核化の実現という同じ到達点に達したが、そのプロセスには速度、容易さの点で大きな相違があったことである。非核化のため、ほとんど交渉らしい交渉を要しなかったのがベラルーシであり、ある程度の交渉を要したが紛糾はしなかったのがカザフスタンであり、最も交渉が困難を極め、難航したのがウクライナであった。こうした速度、容易さの相違は三カ国の非核化の性格の相違を反映したものと

2) なお、これら旧ソ連の三カ国において、当時、実際に核兵器を管理していたのはロシアであった。Alexander A. Pikayev, 'Post-Soviet Russia and Ukraine: Who can push the button', *Nonproliferation Review*, 1 (3) (1994).

3) 本稿において、「核の抑制」は核を放棄したり、持つことを断念したりすることで核保有について抑制的な方針をとることを指して用いる。英語では nuclear restraint (あるいは nuclear forbearance) がこれに当たる。これは、抑制をする当該国の側から見た概念である。非核化 (ないし核の放棄) は核の抑制の一形態と位置づけられる。

考えられる。

もう一つは、これら三カ国は、その後、核の分野で大きく異なる道筋を歩むこととなったことである。カザフスタンは中央アジア非核地帯条約（Central Asia Nuclear-Weapon-Free Zone Treaty）を推進し、核兵器禁止条約（Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons）を批准するなど非核化の方向性を更に進展させた。ベラルーシは2022年に非核地帯を目指すとの憲法上の規定を削除する改正を行い、2023年にはロシアの核兵器の配備を受け入れることで、非核化の方向性とは逆方向の動きを見せた。ウクライナは非核化の際に核兵器を移送したロシアから2014年、2022年に侵攻・侵略を受けたことで、非核化は間違いであったのではないかと指摘が行われるに至った。このように三カ国の非核化後の進展状況が異なったものとなった原因・背景は、非核化のプロセスにも胚胎していたのではないかと考えられる。

これらを考慮すると、三カ国の非核化を単一のカテゴリーとして捉えるよりは、それらの共通点と相違点を明らかにすることで、より精緻に見ていくことが求められているのではないかと考えられる。

本稿はこうした問題意識から次のリサーチ・クエスチョンに答えようとするものである。

- ・これら三カ国の非核化のプロセスにおいて、どのような事項が決定要因として働いたのか。三カ国の間の共通点と相違点は何か。
- ・これら三カ国の非核化のプロセスの速度、容易さは異なったものとなったが、それは、それぞれの国の非核化のプロセスで働いた決定要因とどのような関連があるのか。

これらによって三カ国の共通点と相違点を体系的に分析することは、将来に起こりうる非核化の事例において、前例を参照する際の精度を高めることになるものと考えられる。

本稿の構成は次の通りである。二において、これら三カ国の非核化についての先行研究を検討するとともに、本稿における分析枠組みを構築する。三において、これら三カ国の非核化のプロセスの歴史的経緯を整理した上で、三カ国の非核化のプロセスそれぞれにおいてどの事項が決定要因とし

て働いたかについて検討する。四において、これら三カ国の非核化の決定要因を対比するとともに、これら三カ国の非核化のプロセスの速度、容易さが異なったものとなったことと、それぞれの国における決定要因との関連について検討する。五において、結論を述べる。

なお、本稿では、旧ソ連三カ国の非核化についての先行研究に加え、ソ連の解体や旧ソ連空間の再構成についての研究、米国のナショナル・セキュリティ・アーカイブ (National Security Archive) で公表されている米国とこれら三カ国との外交上のやりとりの資料を参照して分析を行う。

二 先行研究と本稿における分析枠組みの構築

この章では、まず、旧ソ連の三カ国（ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシ）の非核化についての先行研究を見た上で、これら三カ国の非核化のプロセスについて比較分析を行うに際し、どのような事項に着目すべきかを検討する。

先行研究としては、①個別国についての経過的分析に主眼を置いたもの、②特定の理論枠組みから分析を行ったもの、③三カ国を対象として事例研究を行ったものの三つに分けて代表的なものについて見ていきたい。これら三つの内、①（個別国についての経過的分析に主眼を置いたもの）は、次章においてそれぞれの国の非核化のプロセスを辿る際に活用し、②（特定の理論的枠組みから分析を行ったもの）と③（三カ国を対象として事例研究を行ったもの）は、下記（四）で本稿における分析枠組みを構築する際に活用する。

（一）個別国についての経過的分析に主眼をおいたもの

個別国についての経過的分析に主眼を置いたものとしては、ウクライナについてはマリアナ・ブジャリン (Mariana Budjeryn) による研究、カザフスタンについてはトッジャン・カセノヴァ (Togzhan Kassenova) による研究がそれぞれの非核化のプロセスとその後の経緯をまとめている⁴⁾。米国

4) Mariana Budjeryn, *Inheriting the Bomb: The Collapse of the USSR and the*

のウクライナ大使を務めたスティーブン・パイファー（Steven Pifer）によるウクライナの非核化プロセスの分析も個別国についての経過的分析に位置づけられる⁵⁾。ベラルーシについては、ヴァチャスラウ・パズニャク（Vyachaslau Paznyak）による分析が貴重な資料である⁶⁾。

さらに、日本の論者によるものとしては、ウクライナの非核化に焦点を当てたものとして、新井弘一、末澤恵美、塚本勝也・工藤仁子・須江秀司、北野充、瀬川高央による分析がある⁷⁾。

これらは、それぞれの国の非核化のプロセスを辿る上では貴重な研究ではあるが、経過的分析に重点を置いているためそれぞれの国の非核化の決定要因の検討に主眼が置かれたものではなく、また、三カ国の比較分析を行う上では各国毎の非核化のプロセスを辿る際の素材の提供に止まるものである。

（二）特定の理論枠組みから分析を行ったもの

特定の理論枠組みから非核化の問題を論じた論考としてよく知られているのが、ジョン・ミアシャイマー（John J. Mearsheimer）によるウクライ

Nuclear Disarmament of Ukraine (Johns Hopkins University Pres, 2023); Togzhan Kassenova, *Atomic Steppe: How Kazakhstan Gave up the Bomb* (Stanford University Press, 2022).

5) Steven Pifer, *The Trilateral Process: The United States, Ukraine, Russia and Nuclear Weapons* (The Brookings Institution, 2011).

6) Vyachaslau Paznyak, 'Belarusian Denuclearization: Policy and Control of Nuclear Weapons', George Quester ed., *The Nuclear Challenge in Russia and new States of Eurasia, The International Politics of Eurasia Volume 6* (Routledge, 2015), pp. 152-179.

7) 新井弘一「ウクライナの核問題」今井隆吉、田久保忠衛、平松茂雄編『ポスト冷戦と核』勁草書房、1995年、111～128頁；末澤恵美「ウクライナの核廃絶」北海道大学スラブ研究センター『ウクライナの現代政治』北海道大学、2000年；塚本勝也、工藤仁子、須江秀司「核武装と非核の選択——拡大抑止が与える影響を中心に」『防衛研究所紀要』第11巻第2号、2009年；北野充『核拡散防止の比較政治——核保有に至った国、断念した国』ミネルヴァ書房、2016年、189～203頁；瀬川高央『核軍縮の現代史：北朝鮮・ウクライナ・イラン』吉川弘文館、2019年、57～105頁。

ナの非核化についての反対論である⁸⁾。これは、非核化の帰趨が明らかとなっていない時点で政策のあり方を論じたものであり、非核化の帰趨を分析したものではないが、非核化にかかわる要因に触れている点で本稿にとって参考となる点がある。ミアシャイマーは、ウクライナにとってロシアは脅威であり、ウクライナは通常戦力によってロシアに対抗する力はなく、西側諸国に守ってもらうことも現実的な方策とはならないので、ウクライナはロシアに対する核抑止力を形成すべきであり、同国は核保有を認められるべきである、と安全保障の観点からウクライナにとっての非核化のマイナス面を指摘した。

これに反論したのがスティーブン・ミラー (Stephen E. Miller) であり、ミラーはウクライナではロシアとの間で核抑止は機能せず、核保有はウクライナにとってマイナスであると説いた⁹⁾。ミラーは、その理由として、ウクライナは領土内の核兵器を管理しておらず、これらは公的には独立国家共同体 (Commonwealth of Independent States: CIS) の管理下に置かれているが、実質的には運用上の管理を行っていたのはロシアであり、ロシアはこれらをウクライナに譲る考えはなく、ウクライナにとって核保有が現実的ではないことを挙げた。

ミアシャイマーの所論とは異なり、ウクライナが非核化したことを安全保障の観点から説明したのがT. V. ポール (T. V. Paul) であり¹⁰⁾、ポールは核の抑制の事例研究の一環としてウクライナを取り上げた。ポールは核問題への対応において安全保障上の脅威が重要であるが、国家が直面する安全保障上の脅威はいずれの国も同じであるわけではなく、安全保障上の脅威度が低い国は脅威度が高い国よりも核の抑制に向かう可能性が強い、当該国が他国との同盟関係やその他の安全の保証によって安全保障上の脅威

8) John J. Mearsheimer, 'The Case for a Ukrainian Nuclear Deterrent,' *Foreign Affairs*, 72 (3) (1993).

9) Stephen E. Miller, 'The Case against a Ukrainian Nuclear Deterrent,' *Foreign Affairs*, 72 (3) (1993).

10) T. V. Paul, *Power versus Prudence: Why Nations Forgo Nuclear Weapons* (McGill-Queens's University Press, 2000), pp. 117-120.

をバランスすることができれば、核の抑制に向かう可能性があるとの仮説を立て¹¹⁾、これを各国の事例研究によって検証した。ポールは、ウクライナが非核化の判断を行ったのは、ロシアからの直接的な軍事的脅威にさらされる可能性が低いと判断していたこと、米、英、露の三国から既存の国境の尊重を含む安全の保証を得たことによると分析した¹²⁾。

マーク・クラマー (Mark Kramer) はポールとは異なり、ウクライナの非核化は安全保障の観点から説明することは困難であると指摘した¹³⁾。クラマーはポスト冷戦期においてウクライナが非核化したこと、ポーランド、ハンガリー、チェコが核保有に向かわなかったことについて、ネオリアリズムの妥当性を検証した。すなわち、ネオリアリズムによれば、外的な脅威が存在し、他国から核の保証が得られず、通常兵器によって外的な脅威に対応できないのであれば、核保有に向かうことが示唆されるが、それがこれらの国々について妥当したかを検討した。その結果、ウクライナについては、こうした理論ではウクライナが核兵器を手放し、NPTに非核兵器国として加盟したことは説明できず、ネオリアリズムの理論による説明力は規範、国際レジーム、国際機関などの制度の役割を重視するネオリベラル制度論による説明力よりも劣っていると指摘した¹⁴⁾。

マリアナ・ブジャリン (Mariana Budjeryn) もクラマーと同様に国際的な規範の役割を指摘した¹⁵⁾。ブジャリンは旧ソ連三カ国の非核化については

11) Paul, *Power versus Prudence*, pp. 15-27.

12) Paul, *Power versus Prudence*, pp. 117-120.

13) Mark Kramer, 'Neorealism, nuclear proliferation, and East-Central European strategies,' *International Politics*, 35 (1998).

14) Kramer, 'Neorealism, nuclear proliferation, and East-Central European strategies,' p. 438.

15) Mariama Budjeryn, 'The Power of the NPT: International Norm and Nuclear Disarmament of Belarus, Kazakhstan and Ukraine, 1990-1994', unpublished Ph. D. thesis (Central European University, 2016). なお、ブジャリンは、これら三カ国について2022年の論文で最近の動向を含めた分析を行っている。Mariana Budjeryn, 'Non-Proliferation and State Succession: The Demise of the USSR and the Nuclear Aftermath in Belarus, Kazakhstan, and Ukraine', *Journal of Cold War Studies*, 24 (2) (2022).

NPTの果たした役割が大きく、それが国内要因と結びついたものであると論じた。ブジャリンの研究は各国の非核化のプロセスについて極めて詳細に記述しており¹⁶⁾、三カ国の間での相違についても目配りをしているが、研究の主眼はNPTの果たす役割に懐疑的な既存研究に対する反論として、これら三カ国の非核化においてNPTの果たした役割を指摘することに向けられた。

ジョンウォン・ブーデ・パク (JeonWon Burdais Park) とダフン・チュン (DaHoon Chung) は、旧ソ連三カ国と南アフリカを対象として、非核化の事例研究を行い、これらの国の非核化は、経済的利益、安全保障上の仕組み、国際社会への参入を見返りとして得ることを重視して、核を手放したものと説明できると指摘した¹⁷⁾。このパクとチュンの研究も、国際的な規範に従うことで得られる利益に着目したものと捉えることができる。

一方、ウィリアム・ロング (William J. Long) とスゼット・グリロット (Suzette R. Grillot) は、ウクライナの非核化は、安全保障環境や国内政治では十分な説明を与えることはできず、自らを西側のリベラルな国家の共同体の一員に位置づけ、民主主義と紛争の平和的解決を重視する「理念や信念」が重要な役割を果たしたと論じた¹⁸⁾。

本節で取り上げた研究は、特定の理論枠組みに立脚したものであり、多くがウクライナに焦点を当てたものである。特定の理論枠組みに立脚しているため、これらを用いて三カ国の非核化を説明しようとする、一部の側面は説明できるが、他の側面では説明力が欠けるところが出てきてしまうことは否めない。一方、これらの研究は三カ国の非核化の決定要因を検討する際に念頭に置くべき視角を提供するものとして本稿においても参考にし得るものである。

16) その意味で、このブジャリンの研究は経過的分析としても有用なものである。

17) JeonWon Bourdais Park and DaHoon Chung, 'Sovereignty and trading states: denuclearization in Belarus, Kazakhstan, South Africa, and Ukraine,' *International Relations*, 36 (3) (2022).

18) William J. Long and Suzette R. Grillot, 'Ideas, Beliefs, and Nuclear Politics: The Cases of South Africa and Ukraine,' *Nonproliferation Review*, 7 (1) (2000).

(三) 三カ国を対象として事例研究を行ったもの

三カ国を対象として事例研究を行ったものとしては、ミッチェル・レイス (Mitchell Reiss) による他国を含めての事例研究、ウィリアム・ポッター (William C. Potter) による三カ国についての分析がある。

レイスは核の抑制について九カ国を対象とする事例研究を行うのに際し、これら旧ソ連三カ国を対象に含めた¹⁹⁾。レイスは三カ国がそれぞれプロセスに相違はありながらも、いずれも非核化に至ったという点を重視しており、三カ国の共通点と相違点を体系的に分析することは行っていない。レイスの関心は、九カ国の事例研究の全体を通じて、核の抑制の背景・原因としてどのような要因が抽出できるかに向けられており、結論として、冷戦後の新たな戦略的状況、経済面での働きかけ、米国の不拡散努力、指導者層の質、NPTをはじめとする国際的不拡散体制が重要な要因であったと指摘した。

ポッターは三カ国の非核化のプロセスを辿りつつ、感知される脅威、国際的な規範、非核化に伴う経済的補償、核を保持する際の制裁、核兵器を抑止に活用する技術的困難性など25項目の要因に着目しつつ、三カ国の非核化のプロセスを分析した²⁰⁾。ポッターの研究は、ベラルーシがカザフスタン、ウクライナと異なり、感知される脅威に直面していなかったこと、ウクライナにとって核兵器を抑止に活用する技術的困難性が非核化の重要な要因となったことなど有益な示唆を含んでいる。一方、ポッターは、三カ国いずれについてもポスト冷戦期に入中、外国資本や先進技術へのアクセスを確保する上で核不拡散体制に従うことが重要であったことが非核化の動因となったことを結論としている²¹⁾。

これらの内、特に、ポッターの研究は本稿にとって参考になる点を多く

19) Mitchell Reiss, *Bridled Ambition: Why Countries Constrain Their Nuclear Capabilities* (The Woodrow Wilson Center Press, 1995), pp. 90-129.

20) William C. Potter, *The Politics of Nuclear Renunciation: The Cases of Belarus, Kazakhstan, and Ukraine* (The Henry L. Stimson Center, 1995).

21) Potter, *The Politics of Nuclear Renunciation*: pp. 50-51.

含んでいるが、非核化に関わる要因として25項目という多くの事項に着目したため三カ国の特徴が見えにくくなっている。また、三カ国の共通点と相違点を体系的に分析することを主眼としておらず、三カ国の非核化の決定要因の比較分析としては限界を抱えたものとなっている。

(四) 本稿における分析枠組みの構築

それでは、これら旧ソ連三カ国の非核化について比較分析を行うに際し、決定要因としてどのような事項に着目すべきであろうか。前々節及び前節で取り上げた先行研究を踏まえて検討したい。

これらの先行研究を踏まえると、これら旧ソ連三カ国の非核化の決定要因として着目すべきは、安全保障要因、国際的規範要因、理念要因、技術的能力要因の四つと考えられる。先行研究との関係を踏まえて、それぞれについて敷衍すると次のとおりである。

安全保障要因とは、前記のT. V. ポールが着目した要因であり、安全保障上の脅威が低減したり、また、安全保障のための対外的な仕組みが構築されたりすることが非核化の決定要因になるというものである。ポッターが着目した「感知された脅威」もこれに当たる。ミアシャイマーがウクライナの非核化に否定的な見方をとったのは、この観点での条件が満たされていないとの指摘であった。

国際的規範要因とは、前記のクラマーが着目した要因であり、国際的な規範に従う利害得失が非核化の決定要因となるというものである。ここで、利害得失というとき、国際的な規範に従うことの見返りとして提供される経済的な利益が重要な要素であるが、国際的な規範に従わない際の外交上の孤立など、経済的な要因のみに限られない。ポッターが着目した「国際的な規範」、「非核化に伴う経済的補償」、「核を保持する際の制裁」も、また、ブジャリンが着目したNPTの果たした役割も、ここである国際的規範要因に含まれる。

理念要因とは、前記のロングとグリロットが着目した要因であり、国家アイデンティティや国家の目指す理念が非核化の決定要因となるというものである。これは歴史的な経験などから、非核を国家アイデンティティな

いし国家の目指す理念として重視する姿勢に着目するものである。

技術的能力要因とは、前記のミラーが着目した要因であり、核兵器保持に伴う維持・管理・運用の技術的対応可能性の欠如が非核化の決定要因となるというものである。ポッターが挙げた「核兵器を抑止に活用する技術的困難性」もここでの技術的能力要因に着目したものである。

なお、旧ソ連三カ国とともに非核化の事例である南アフリカについては、安全保障要因、国際的規範要因とともに、国内政治要因（政治指導者の交代、新たな政治指導者の政策方針）が決定要因として挙げられている²²⁾。一方、旧ソ連三カ国の場合には、国内政治要因が非核化に果たした役割は限定的と考えられる。

本稿で取り上げている非核化の事例を含め核の抑制の事例について分析する際、国際政治理論でリアリズムの立場に立つ論者は安全保障要因を、リベラリズムの立場に立つ論者は国際的規範要因を、コンストラクティビズムの立場に立つ論者は理念要因をそれぞれ重視する²³⁾（技術的能力要因は、いずれの国際政治理論の立場にも関わらない要因である）。その意味で、前記の事項に着目することは、これら三つの国際政治理論の立場を包含する分析枠組みとなる。

次章では、旧ソ連三カ国の非核化において、これら四つの事項のいずれが決定要因となったのかについて比較分析を行うこととしたい。

三 旧ソ連三カ国の非核化

この章では、(-)でウクライナ、カザフスタン、ベラルーシの旧ソ連三カ

22) 例えば、Peter Liberman, ‘The Rise and Fall of the South African Bomb’, *International Security*, 26 (2) (2001), pp. 45-86.

23) 核の抑制と国際政治理論との関連については、下記を参照。Maria Rost Rublee, *Nonproliferation Norms: Why States Choose Nuclear Restraint* (Athens and London, The University of Georgia Press, 2009). pp. 1-33; William C. Potter and Gaukhar Mukhatzhanova, ‘Forecasting Proliferation: The Role of Theory, an Introduction’, Potter with Mukhatzhanova eds., *Forecasting Nuclear Proliferation in the 21st Century: The role of Theory* (Stanford: Stanford University, 2010).

国に共通する大きな流れを記述し、(二)ではベラルーシ、(三)ではカザフスタン、(四)ではウクライナについて、それぞれの非核化のプロセスを見ていくとともに、それぞれにおいて前記の四つの事項の内、どの事項が決定要因として働いたかを検討する。

(一) 旧ソ連三カ国の非核化の流れ

ソ連は1991年8月の保守派によるクーデターの失敗により、その弱体化は決定的なものとなった²⁴⁾。ソ連を構成するロシア、ウクライナ、ベラルーシのスラブ系の三共和国の指導者、すなわち、ロシアのボリス・エリツィン (Boris Yeltsin) 大統領、ウクライナのレオニード・クラフチュク (Leonid Kravchuk) 大統領、ベラルーシのスタニスラウ・シュシュケヴィチ (Stanislav Shushkevich) 最高会議議長は、1991年12月7日、8日にベラルーシ西部のペロヴェジャにおいて会合し、ソ連の消滅とそれに代わるCISの創設を宣言した²⁵⁾。この三共和国が合意した12月8日の「CIS創設協定 (Agreement establishing the Commonwealth of Independent States)」は、三共和国が「核兵器の共同管理を含む共通の軍事・戦略空間を維持し、共同の指揮の下でこれを保持する」とした上で、「核兵器の共同管理を実施するための手続きは、特別の協定で規律」することに合意した (第六条)²⁶⁾。同年12月21日、これら三者を含む11の共和国の首脳は、カザフスタンのアルマ・アタに参集し²⁷⁾、「CIS創設協定議定書 (Protocol to the Agreement establishing the Commonwealth of Independent States)」によって、CISを11の共和国に拡大することに合意した²⁸⁾。これにより、ソ連はその実質的な存

24) この経緯については、塩川伸明『国家の解体——ペレストロイカとソ連の最後』東京大学出版会、2021年に詳しい。

25) 塩川『国家の解体』2171～2184頁。

26) Budjeryn, “The Power of the NPT”, p. 52; 浅田正彦「ソ連邦の崩壊と核兵器問題 (一)」『国際法外交雑誌』第92巻第6号、1994年、6頁。

27) アルマ・アタは、カザフスタンの独立後、アルマティと改称された。

28) 塩川『国家の解体』2230～2234頁。ロシア、ウクライナ、ベラルーシの三共和国に加え、カザフスタン、アルメニア、アゼルバイジャン、モルドバ、ウズベキスタン、トルクメニスタン、キルギスタン、タジクスタンの八共和国が

在意義を失った。

この11カ国はこのアルマ・アタ会議において「アルマ・アタ宣言（Alma Ata Declaration）」を発出し、国際的な戦略的安定性と安全保障を確保するため、戦略軍に対する統一された指揮と核兵器に対する共同の管理が維持されることを宣言した²⁹⁾。また、このアルマ・アタ会議において、ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、ウクライナの四カ国は「核兵器についての共同措置についての協定（Agreement on joint measures with respect to nuclear weapons: アルマ・アタ協定）」に署名した³⁰⁾。この協定において、四カ国は核兵器の管理（使用決定権）について定め、ロシア以外の三カ国は旧ソ連の戦術核兵器を1992年7月1日までに撤去することを約した。12月25日、ミハイル・ゴルバチョフ（Mikhail Gorbachev）はソ連の大統領を辞任し、核兵器の発射指令発動装置をロシアのエリツィン大統領に委譲した³¹⁾。ソ連は法律上も、事実上も消滅した。

12月30日、CIS11カ国はミンスクに参集し、アルマ・アタ協定で前記の四カ国の間で合意した核兵器の管理に関する取極を11カ国全体に拡大適用するとともに、旧ソ連の戦略核兵器の処理についての規定を盛り込んだ「戦略軍についての協定（Agreement on Strategic Forces: ミンスク協定）」に署名した³²⁾。これにより、CIS統合軍総司令部と、戦略核兵器を一元的に扱う戦略軍の設置が決まったが、それがどれだけ実態を備えたものとなるかは未知数であった³³⁾。

米国はソ連の解体の約半年前の1991年7月、ソ連との間でお互いの戦略核兵器の削減のための第一次戦略核兵器削減条約（Strategic Arms

新たにCISに加わった。

29) Budjeryn, “The Power of the NPT”, p. 66.

30) Budjeryn, “The Power of the NPT”, pp. 66-67; 浅田「ソ連邦の崩壊と核兵器問題（一）」7頁。

31) 塩川『国家の解体』2235～2237頁。

32) Budjeryn, “The Power of the NPT”, p. 68; 浅田「ソ連邦の崩壊と核兵器問題（一）」7頁。

33) 角田安正「安全保障——CIS全体の統合から部分的な協力関係の構築へ」田畑伸一郎・末澤恵美編『CIS：旧ソ連空間の再構成』国際書院、2004年、74頁。

Reduction Treaty I: STARTI) を締結していた。ソ連の解体はこの STARTI の実施をどのように進めるのかの難問を提起した³⁴⁾。核不拡散や核の管理の観点からは、旧ソ連の核兵器は単一の主体が管理することが望ましかった。米国、ロシアはそうした立場をとった。ロシアは、旧ソ連の核兵器はロシアの管理下に置かれるべきとの考えであった。ところが、旧ソ連の核兵器が配備されていた三カ国は、それぞれ程度の差こそあれ、新生国家としての主権的権利にこだわる姿勢を見せた³⁵⁾。

米国は方針を改め、ロシアのみならずそれ以外の三カ国もソ連の継承国として STARTI の当事国となり、ソ連が同条約上負うこととなっていた義務を負うが、これら三カ国には可能な限り早く NPT に非核兵器国として加入してもらうとの方針を策定し、これに基づいて、1992年5月にこれら関係国間で STARTI の実施についての「リスボン議定書 (Lisbon Protocol)」が締結された³⁶⁾。

このリスボン議定書によって、STARTI についての国家継承の方向性が固まったが、それを実際に動かしていくためには、これら三カ国の非核化のプロセスが進む必要があった。その点で、ベラルーシ、カザフスタン、ウクライナの道程は相違することとなった。

(二) ベラルーシの非核化

1 経緯

ソ連の解体により、ベラルーシには地上発射型の大陸間弾道弾 (intercontinental ballistic missile: ICBM) の SS-25 が 81 基 (それぞれにつき一つの核弾頭) と数多くの戦術核兵器が残された³⁷⁾。

ベラルーシは 1986 年 6 月のチョルノービリ原発事故で最も大きな被害

34) 浅田「ソ連邦の崩壊と核兵器問題 (一)」。

35) Budjeryn, 'The Power of the NPT', pp. 76-79.

36) Budjeryn, 'The Power of the NPT', pp. 85-90; 浅田正彦「ソ連邦の崩壊と核兵器問題 (二・完)」『国際法外交雑誌』第 93 巻第 1 号、1994 年。

37) Budjeryn, 'Non-Proliferation and State Succession', p. 48; Paznyak, 'Belarusian Denuclearization', p. 155.

を受けた共和国であった³⁸⁾。チョルノービリ原発は、ウクライナ領内（ベラルーシとの境から約10キロの場所）に位置していたが、風向きの関係から、ベラルーシは国土の20%が汚染されるという大きな被害を受けた³⁹⁾。これは、ウクライナの4%、ロシアの1%を大きく上回るものであった。ベラルーシでは、1990年3月の最高会議選挙を経て、同年7月の最高会議において主権宣言が採択されたが、この主権宣言において、非核地帯となり、中立国となることを目標とすることが規定された⁴⁰⁾。1991年8月にロシアで保守派によるクーデターが失敗に終わった後、この主権宣言は憲法的法律の位置づけを与えられ、これは独立宣言に相当するものであった⁴¹⁾（中立で非核を目指すという目的は1994年に採択された新憲法にも規定された⁴²⁾）。

独立に際して、ベラルーシがこのような非核の志向を持ったのは、チョルノービリの経験に起因するものであった。また、中立の志向については、ベラルーシは、独立後、NATOとソ連圏という二つの核武装した同盟の間に中立で非核地帯を築くことを目指すという外交構想を持っていた⁴³⁾。1990年10月、ベラルーシは国連総会の場でウクライナ、バルト諸国、希望する中欧の国で非核地帯を形成するとの構想を述べた⁴⁴⁾。1991年10月、

38) Budjeryn, 'The Power of the NPT', p. 191; Reiss, *Bridled Ambition*, p. 130.

39) チョルノービリ原発のベラルーシへの影響については、David R. Marples, *Belarus: From Soviet Rule to Nuclear Catastrophe* (Macmillan, 1996), pp. 40-114 に詳しい。

40) Budjeryn, 'The Power of the NPT', p. 196, Paznyak, 'Belarusian Denuclearization', p. 155, 塩川『国家の解体』1731～1736頁。

41) Paznyak, 'Belarusian Denuclearization', p. 156; 塩川『国家の解体』1952～1955頁。

42) Budjeryn, 'The Power of the NPT', p. 207; Paznyak, 'Belarusian Denuclearization', p. 156.

43) Budjeryn, 'The Power of the NPT', p. 197.

44) Statement by Mr. Kravchanka, Provisional Verbatim Record of the 32nd Meeting, 45th Session of the UN General assembly, A/45/PV32, p. 33; Budjeryn, 'The Power of the NPT', p. 197; Paznyak, 'Belarusian Denuclearization', p. 155. この非核地帯は、核兵器のみならず、原子力発電所も存在しない地域として想定された。

ベラルーシ最高会議は外交政策の指針を採択したが、ヨーロッパ大陸を非核地帯と宣言するための交渉に当たることが示されていた⁴⁵⁾。

前述の通り、ベラルーシは、1991年12月8日、ペロヴェジャ会議においてロシア、ウクライナと共に、CISの創設を宣言することによって、ソ連の解体の引き金を引いた。ベラルーシは同年12月21日のアルマ・アタ協定において、カザフスタン、ウクライナとともに、旧ソ連の戦術核兵器を1992年7月までに「共同管理の下で廃棄するために、製造工場の近くの中央基地に撤去するよう確保する」ことを約し⁴⁶⁾ (同協定第6条)、ウクライナとともにNPTに非核兵器国として加盟国となることを約した (同協定第5条1項、カザフスタンはそうしたコミットメントは行わなかった (後述参照))⁴⁷⁾。

ベラルーシは独立に際して中立と非核という二つの旗印を掲げたが、国家として独立した後、1992年に入り、中立を目指すという方針の方は、修正を余儀なくされた。ベラルーシが中立を希求したのは、過去において欧州の軍事同盟の争いに巻き込まれ、国土を蹂躪されてきた歴史的な経験に基づいており、そうした軍事同盟の争いから身を引くことが念頭に置かれていた⁴⁸⁾。一方、ひとたびソ連が解体し、その後の道筋を考える段階になると、中立を希求したとしても、ロシアとの協力を重視せざるを得ない現実直面した⁴⁹⁾。ベラルーシは安全保障、経済・エネルギーなど各分野でロシアに依存していた。ベラルーシは、1992年5月、ウズベキスタンのタシケントで開催されたCIS首脳会議においてロシアが主導する集団安

45) Budjeryn, 'The Power of the NPT', p. 206; Paznyak, 'Belarusian Denuclearization', p. 156.

46) この「中央基地」の所在地については、アルマ・アタ協定は特に明示していないが、核兵器の廃棄基地はロシアにしか存在しないことなどから、ロシアへの移送を想定していると考えられることができる。浅田「ソ連邦の崩壊と核兵器問題 (一)」7頁。

47) Budjeryn, 'The Power of the NPT', p. 201; Paznyak, 'Belarusian Denuclearization', p. 157; 浅田「ソ連邦の崩壊と核兵器問題 (一)」7頁。

48) Budjeryn, 'The Power of the NPT', p. 208.

49) Budjeryn, 'The Power of the NPT', p. 201.

全保障条約（Collective Security Treaty: CST）が採択された際には、中立との方針に反するとのことで、これに署名しなかったが⁵⁰⁾、このような方針は国内で批判され、方針転換に繋がった⁵¹⁾。

CISの枠組みでは、旧ソ連各国の核兵器はCISの戦略軍が管理することとなっていたが、戦略軍は財政手当てがうまく進まず、1992年半ばになると、CISの枠組みでの核兵器の管理はうまく進まないことが明らかとなってきた⁵²⁾。このような状況は多くの軍事施設を抱えるベラルーシには深刻な負担となった。ベラルーシは、ロシアとの二国間関係で解決を図った。

1992年7月20日、ベラルーシとロシアは20にも及ぶ協定を署名して関係の強化を図った。その一つとして、「軍事分野での活動の調整に関する条約（Treaty on Coordinating Activities in the Military Sphere）」が署名されたが⁵³⁾、この協定は、第三国に軍事侵攻や敵対的な活動を行うために領域を使わせないことが規定されていた。この協力枠組みの中で、ベラルーシに駐留する戦略軍の軍事施設についての資金手当てはロシアが責任を持つことが決められた。同条約の発効のためには、議会による承認が必要であったが、それまでの間を規律するために「ベラルーシ共和国に一時的に置かれる戦略軍についての協定（Agreement on Strategic Forces Temporarily located

50) Budjeryn, 'The Power of the NPT', pp. 210-211; David R. Marples, *Belarus: a denationalized nation*, (Routledge, 2012), p. 108. 集団安全保障条約については下記を参照。Martha Brill Olcott, Anders Åslund, and Sherman W. Garnett, *Getting It Wrong: Regional Cooperation and the Commonwealth of Independent States*, Brookings Institution Press, 1999, pp. 82-83; 角田安正「安全保障——CIS全体の統合から部分的な協力関係の構築へ」田畑伸一郎・末澤恵美編「CIS：旧ソ連空間の再構成」国際書院、2004年、75～77頁。

51) シュシュケビッチ最高会議議長は中立との方針から集団安全保障条約への署名をしなかったのに対し、ケビッチ首相（Vyachaslau Kebich）はロシアとの軍事・安全保障面での合同を主張していた。両者の対立は1994年1月にシュシュケビッチの失権に繋がった。Marples, *Belarus*, pp. 61, 105-107.

52) Budjeryn, 'The Power of the NPT', p. 217.

53) Budjeryn, 'The Power of the NPT', p. 217; Paznyak, 'Belarusian Denuclearization', p. 169.

on the Territory of the Republic of Belarus)」も締結された⁵⁴⁾。さらに、同年5月に署名が見送られた集団安全保障条約についても1993年春には署名がなされ⁵⁵⁾、これらにより、ベラルーシが宣明した中立は有名無実化した。

このように中立が空文化し、ロシアとの軍事的結びつきが強まったことは、もう一つの方針である非核化のプロセスを助けた⁵⁶⁾。軍事面を含めてロシアとの協力体制を取るとの方針は、ウクライナでは、国内政治上、多数の支持を得られなかったが、ベラルーシにおいては、ベラルーシの主権とも安全保障とも合致したものと受け止められた⁵⁷⁾。ベラルーシにおいては、国内政治上、ロシアとの協力体制の下で核兵器をロシアに移送することについての違和感は生まれず、ウクライナにおいて見られたような自国に置かれた核兵器への権利の主張はなされなかった⁵⁸⁾。ベラルーシは新国家として独立の地位を確保しようとするナショナリズムの意識が弱く、旧ソ連への愛着を持ち、ロシアと親和的な関係を築くことを支持する者が多い国柄であった。核兵器はチョルノービリをも連想させ、攻撃対象ともなりうることからすれば、それを撤去して非核化することが自然であり、核兵器の扱いについてロシアと対立する方針をとることは考えにくかった。

これらの結果、ベラルーシは三カ国の中でも、どの国よりもロシアに協力的に行動し、非核化を受け入れる国となった。

ベラルーシの議会は1993年2月にSTARTI、リスボン議定書、NPT、ロシアとの間の軍事分野での活動の調整に関する条約、ロシアとの間の一時的にベラルーシに置かれる戦略軍についての協定を一括して審議、可決した⁵⁹⁾。これを経て、ベラルーシは1993年7月に非核兵器国としてNPTに加入した。NPTの批准は三カ国の中で最も早かった。

54) Budjeryn, 'The Power of the NPT', p. 218; Budjeryn, 'The Power of the NPT', p. 217, Paznyak, p. 169.

55) Budjeryn, 'The Power of the NPT', p. 213.

56) Budjeryn, 'The Power of the NPT', p. 214.

57) Budjeryn, 'The Power of the NPT', pp. 214-215.

58) Budjeryn, 'The Power of the NPT', pp. 202, 205.

59) Paznyak, 'Belarusian Denuclearization', pp. 159, 160.

ベラルーシは、ウクライナやカザフスタンと異なり、ロシアに移送した核弾頭に用いられていた濃縮ウランについての補償は求めなかった。レイスは「ベラルーシは『核のカード』を使う素振りさえしなかった」と指摘している⁶⁰⁾。一方、米国はウクライナ、カザフスタンと交渉した条件がそのままベラルーシに適用されるとの立場を取った⁶¹⁾。米国は「協調的脅威削減計画 (Cooperative Threat Reduction Program)」(「ナン・ルーガー計画」とも呼称される⁶²⁾) の実施のため、ベラルーシとの間で1992年10月に枠組み協定を締結し⁶³⁾、同計画の下での支援を実施した。

ベラルーシは非核化に際して安全の保証をも特に積極的には求めなかったが、核物質についての補償と同様に、この点でも意図せざる受益者となった。ウクライナが非核化に際して安全の保証を求めたことに応じて、1994年12月5日、欧州安全保障協力会議 (Conference on Security and Cooperation in Europe: CSCE) のブダペスト首脳会議で「ブダペスト覚書 (Budapest Memorandum)」と称される文書がウクライナ、米国、英国、ロシアの間で作成された際 (ウクライナの項参照)、ベラルーシについても同様の文書が作成された⁶⁴⁾。一方、ベラルーシは、西側諸国からの安全の保証よりも、ロシアとの協力が自国の安全保障にとって重要であると判断していた⁶⁵⁾。

SS-25の撤去は、技術的準備と資金的手当のためにこれを始めるまで時間を要したが、1993年7月に開始された⁶⁶⁾。SS-25の撤去のスケジュールは、1994年7月の大統領選挙でアレクサンドル・ルカシェンコ (Alexander

60) Reiss, *Bridled Ambition*, p. 137.

61) Budjeryn, 'The Power of the NPT', p. 228.

62) サム・ナン (Sam Nunn) 上院議員 (民主党、ジョージア州) とリチャード・ルーガー (Richard Lugar) 上院議員 (共和党、インディアナ州) の二人のイニシアティブに基づくものであることからの呼称。

63) Reiss, *Bridled Ambition*, p. 135.

64) Budjeryn, 'The Power of the NPT', p. 229.

65) Budjeryn, 'The Power of the NPT', p. 228.

66) Reiss, *Bridled Ambition*, p. 133.

Lukashenko) が勝利し、大統領に就任したことで影響を受けた⁶⁷⁾。ルカシェンコはロシアと結びつきを強めることを選挙公約に掲げており、大統領に就任するとともに、ロシアとの統合路線を実施に移した。ルカシェンコは1995年7月、ベラルーシとロシアとが統合に向けて進みつつある中、SS-25をベラルーシから撤去する必要はないと主張し、残る18基のSS-25の撤去を中止させた。同年12月、ロシアのグラチョフ (Pavel Grachev) 国防相がベラルーシを訪れ、この問題を討議してSS-25の撤去は再開され、1996年11月24日、SS-25のロシアへの移送は完了した⁶⁸⁾。

2 分 析

ベラルーシの非核化は三カ国の中で、最もスムーズかつ迅速に運んだ点が特徴的であった。ベラルーシはソ連の解体以前の段階から、独立後、非核化を目指す方針であった。ベラルーシの非核化のプロセスは、同国が中立化を目指していた独立前から1992年7月までの前半期と、ロシアと諸協定を締結して中立が有名無実化した1992年7月以降の後半期に分けられるが、このいずれの時期においても非核化を目指す方針は揺らぐことはなかった。その点、時期によって非核化以外のオプションを考慮したウクライナ、カザフスタンと異なる。

1992年7月までの前半期を主導したのは、チョルノービリの経験に基づく理念としての非核の追求であった。この時期、NATOとソ連圏という二つの核武装した同盟の間に中立で非核地帯を築くことを目指すという外交構想であった。

一方、1992年7月以降の後半期においては、中立を目指すとの外交構想は現実の前に修正を余儀なくされ、ベラルーシはロシアとの安全保障上の協力関係を取り結び、中立は有名無実化した。戦略核兵器の撤去が進められたのはこの時期のことであるが、ここで重要であったことは、ベラルーシは、ウクライナやカザフスタンとは異なり、安全保障上の脅威を感

67) Budjeryn, "The Power of the NPT", pp. 229-233.

68) Budjeryn, "The Power of the NPT", p. 232.

知していなかったため、そもそも核兵器を必要とは考えなかったことである。それがため、自国に置かれた核兵器に対する権利の追求の議論が生じず、非核の追求には影響は生じなかった。ベラルーシが安全保障上の脅威を感知しなかったのは、同国が地域の大国であるロシアと安全保障上の協力関係を取り結ぶと共に、ロシアが主導する集団安全保障条約に加入することによって、安全保障上の脅威を感知しない状況を確保したためと考えられる。

これらを踏まえると、ベラルーシの非核化は、本稿の枠組みでは、理念要因と、安全保障要因が重要な決定要因となったとすることができる。

ベラルーシは非核化によって、NPTという国際的な規範に従うことに伴う利益を受けた。一方、レイスの指摘するように、ベラルーシは「核のカード」を用いて交渉を行うといった姿勢は見せておらず⁶⁹⁾、ベラルーシの非核化は国際的規範要因が主導したものとは判断されない。また、ベラルーシは核の保持を考慮しなかったので、核兵器保持に伴う維持・管理・運用の技術的対応可能性（技術的能力要因）が考慮される状況も生じなかった。

(三) カザフスタンの非核化

1 経緯

ソ連の解体により、カザフスタンにはICBMのSS-18が104基（核弾頭にして1040発）、370発の空中発射巡航ミサイル（air launch cruise missile: ALCM）AS-15を搭載可能な40機の戦略爆撃機などが残された⁷⁰⁾。これにより、カザフスタンは世界第4位の核兵器保有国となった。

ソ連時代のカザフスタンを特徴付けるのは、セミパラチンスク核実験場（Semipalatinsk Test Site）の存在である⁷¹⁾。同核実験場では、1949年8月のソ連の最初の核実験を始めとして、1989年までの間、456回の核実験が行

69) Reiss, *Bridled Ambition*, pp. 136-137.

70) Budjeryn, 'Non-Proliferation and State Succession', p. 48.

71) Budjeryn, 'The Power of the NPT', pp. 244-249; Kassenova, *Atomic Steppe*, pp. 21-72.

われた（その内、116回は地上での核実験⁷²⁾。これは、周辺住民に深刻な健康被害をもたらし、1989年には、カザフスタンの住民から「ネヴァダ・セミパラチンスク（Nevada Semipalatinsk）」という核実験反対運動を生み出した⁷³⁾。1991年8月、カザフスタン共和国大統領のヌルスルタン・ナザルバエフ（Nursultan Nazarbayev）は、こうした声を踏まえて同核実験場の閉鎖を命じた⁷⁴⁾。

ベラルーシとウクライナは、ロシアとともに、ペロヴェジャ会議によってソ連の解体の引き金を引いたが、ナザルバエフはソ連の現状の大きな変更を望んでおらず、刷新された同盟における共和国の発言権拡大を念頭に、ゴルバチョフが推進していた主権国家同盟構想を支持する立場で動いており⁷⁵⁾、ペロヴェジャ会議にも参加していなかった⁷⁶⁾。カザフスタンが主権宣言を行ったのは、他の共和国よりも遅く1990年10月25日のことであり⁷⁷⁾。独立宣言を行ったのは、旧ソ連の諸共和国の中で、最も遅い1991年12月16日のことであった⁷⁸⁾。

カザフスタンは当初、非核化のコミットを避けていた。カザフスタンは独立の際、自らの領域内に置かれた核兵器について特段の方針を示さな

72) Budjeryn, “The Power of the NPT”, p. 244; Kassenova, *Atomic Steppe*, pp. 25-53.

73) Budjeryn, “The Power of the NPT”, pp. 245-246; Kassenova, *Atomic Steppe*, pp. 76-80.

74) Budjeryn, “The Power of the NPT”, p. 248; Kassenova, *Atomic Steppe*, pp. 112-114.

75) 塩川『国家の解体』2102～2104頁。

76) カザフスタンのナザルバエフ大統領がペロヴェジャ会議に参加しなかった経緯については、複数の解釈がある。塩川『国家の解体』2181～2183頁。

77) Budjeryn, “The Power of the NPT”, p. 250, Kassenova, *Atomic Steppe*, p. 97. 旧ソ連を構成する共和国が主権宣言を行ったタイミングを見ると、ロシアは1990年6月12日、ウクライナは同年7月16日、ベラルーシは同年7月27日。

78) Budjeryn, “The Power of the NPT”, p. 254; Kassenova, *Atomic Steppe*, p. 119. 塩川『国家の解体』2202～2203頁。旧ソ連を構成する共和国が独立宣言を行ったタイミングを見ると、ウクライナは1990年8月24日、ベラルーシは同年8月25日、ロシアは12月12日。

かった⁷⁹⁾。独立宣言の際に、非核化を方針として示したベラルーシ、ウクライナと異なり、カザフスタンの独立宣言は「核不拡散の原則」に言及があるのみであった⁸⁰⁾。また、カザフスタンは、CISを11カ国に広げるアルマ・アタ会議に参加したが、同会議で合意されたアルマ・アタ協定において、NPTに非核兵器国として加盟することを約したベラルーシ、ウクライナとは異なり、カザフスタンはそうしたコミットメントは行わなかった⁸¹⁾。

この時期、ナザルバエフは非核化の問題について、「ロシアが核保有国である限り、カザフスタンも核保有国であり続ける」、「一時的に核保有国となる」、「核兵器国としてNPTに加盟する」など、一時的に核兵器を保有し続ける意向を示していた⁸²⁾。ナザルバエフは、ロシアのプレスへのインタビューで前記のアルマ・アタ協定に触れて「ウクライナとベラルーシは核を持たなくなるが、ロシアとカザフスタンは核兵器を保持する」と述べた⁸³⁾。NPTが同条約上の核兵器国を「1967年1月1日前に核兵器その他の核爆発装置を製造しかつ爆発させた国」と規定していることとの関係については、ソ連時代の最初の核爆発が1949年にカザフスタンで行われたこと、カザフスタンがソ連の継承国であることが、カザフスタンがNPT上、核兵器国として扱われうる論拠として提起された⁸⁴⁾。

カザフスタンは独立して間もない脆弱な新生国家であり、内陸国で国境に自然の境もなく、ロシアと中国に挟まれる難しい地理的環境に置かれており、かつ、通常戦力も事実上存在しない状況に置かれていた。ロシアは

79) Budjeryn, “The Power of the NPT”, p. 255.

80) Budjeryn, “The Power of the NPT”, p. 254.

81) Budjeryn, “The Power of the NPT”, p. 258; Kassenova, *Atomic Steppe*, pp. 120-121.

82) Budjeryn, “The Power of the NPT”, pp. 255, 261, 263-264; Kassenova, *Atomic Steppe*, pp. 119, 151, 153.

83) Cable from FM FBIS, “President Nazarbayev interviewed”, May 6 1992, National Security Archive.

84) Budjeryn, “The Power of the NPT”, p. 264.

最も重要なパートナーであると共に、最大の脅威の対象でもあった⁸⁵⁾。ロシアの民族主義派はソ連の解体を受け入れがたいものと見ており、カザフスタンを国家として認めることを疑問視しており、極右民族主義とされるロシア自由民主党のウラジーミル・ジリノフスキー (Vladimir Zhirinovskii) はかつてのロシア帝国の班図の復活を主張していた⁸⁶⁾。ロシアの中には、カザフスタン北部や西部の一部地域をロシア人の土地の不可欠な一部と見る主張もあった。

他方で、中国がカザフスタンに対して領土的な主張を行う可能性も懸念された⁸⁷⁾。ソ連と中国とは広範な領土紛争を抱えていたが、ソ連の解体により、カザフstanは中ソ間の未解決の領土紛争の一部を引き継いだ形となった。中国の教科書の中には、シベリアとカザフスタンの一部が中国の領土であると主張するものがあった。カザフstanは核問題でスタンスを決めることよりも、安全保障環境を整えることを優先する考えであった。

事態が変化したのは1992年5月のことであった。5月15日、タシケントにおいて、アルメニア、カザフstan、キルギス、ロシア、タジキスタン、ウズベキスタンの間で、集団安全保障条約が署名された⁸⁸⁾。これはロシアが主導する地域的な安全保障上の枠組みであり、加盟国間で武力の行使、武力による威嚇を行わないことを約するとともに（同条約第1条）、加盟国の一カ国への侵略を全加盟国への侵略と見なし、残りの加盟国は軍事的措置を含めた必要な措置を講じ、国連憲章第51条に規定された集団防衛の権利に従って支援を提供することを約するものであった（同条約第4条）。さらに、5月25日、カザフstanは、ロシアとの間で友好協力相互援助条約 (Treaty on Friendship, Cooperation and Mutual Assistance) に署名し

85) Budjeryn, “The Power of the NPT”, p. 276; Kassenova, *Atomic Steppe*, pp. 133-135.

86) Kassenova, *Atomic Steppe*, pp. 134-135.

87) Budjeryn, “The Power of the NPT”, p. 277; Kassenova, *Atomic Steppe*, pp. 135-136.

88) Olcott, Åslund, and Garnett, *Getting It Wrong*, pp. 82-83; Budjeryn, “The Power of the NPT”, p. 278, Kassenova, *Atomic Steppe*, p. 164.

た⁸⁹⁾。同条約は両国の領土の一体性、共通の軍事戦略空間における防衛協力、軍事基地の共同使用の規定を含むものであった。これによって、ロシアはカザフスタンにとって「政治的・軍事的同盟国」となり、ロシアから相互不可侵のコミットメントが得られた。中国からもカザフスタンとの間で国境紛争はないとの言明が得られた⁹⁰⁾。

これらを踏まえ、同年5月19日、ナザルバエフは訪米の際、ブッシュ大統領への書簡において、STARTIの定めるタイムテーブルに沿って領域内のすべての核兵器を除去することにコミットした⁹¹⁾。その4日後の5月23日、カザフスタンは、米国、ロシア、ベラルーシ、ウクライナとともにリスボン議定書に署名し、STARTIにおけるソ連の義務を負うこととなったが、同時に、可能な限り早期にNPTに非核兵器国として加盟することを約した⁹²⁾。

1992年7月、カザフスタン議会は、STARTIとリスボン議定書、ロシアとの友好協力相互援助条約の批准に承認を与えた⁹³⁾。ナザルバエフは議会を掌握しており、自らの意向に沿った議会の対応を得ることができた⁹⁴⁾。ナザルバエフの方針は、STARTIの批准とNPTへの加盟を区別し、後者を交渉材料として、安全の保証、核弾頭で用いられている高濃縮ウランの補償、経済支援について、よりよい条件を得よう米国と交渉を続けることであった。

カザフスタンは、これらの事項で良い条件を得るべく更に米国との交渉を続けたが、交渉は決着し、1993年12月、アル・ゴア (Al Gore) 米副大統領の訪米の機会に、NPTへの加入についてカザフスタン議会による批

89) Budjeryn, "The Power of the NPT", p. 278; Potter, *The Politics of Nuclear Renunciation*, p. 37.

90) Kassenova, *Atomic Steppe*, p. 164.

91) Letter from President Nazarbayev to President Bush on START, May 19, 1992, National Security Archive; Budjeryn, "The Power of the NPT", p. 279, Kassenova, *Atomic Steppe*, p. 166.

92) Budjeryn, "The Power of the NPT", p. 280; Kassenova, *Atomic Steppe*, p. 171.

93) Budjeryn, "The Power of the NPT". p. 281.

94) Budjeryn, "The Power of the NPT". p. 281.

准の承認が得られた⁹⁵⁾。ゴア副大統領の訪米時に、米国の協調的脅威削減計画の実施のための枠組み協定も署名された。

1994年3月、カザフスタンは、ロシアとの間で「軍事協力に関する条約 (Treaty on military Cooperation)」と「一時的にカザフスタン共和国の領土に配備された戦略核戦力についての協定 (Agreement on the strategic nuclear forces temporarily deployed on the territory of the Republic of Kazakhstan)」を締結した⁹⁶⁾。非核化の実現のためのロシアとの協力の枠組みであった。前者において、カザフスタンは同国の領域に所在する戦略核戦力がロシアの管轄権に服することを認め、後者において、戦略核戦力のロシアへの移送と廃棄について規定した。これらのロシアとの条約と協定は、1994年の秋にカザフスタン議会の承認を得た。1996年12月、カザフスタンについても、ウクライナ、ベラルーシと同内容の安全の保証についての「ブダペスト覚書」が作成された。ロシア軍は、1995年4月までにすべての核弾頭をカザフスタンから撤去し、1996年8月までにすべてのSS-18のサイロは解体された⁹⁷⁾。

2 分 析

カザフスタンの非核化はベラルーシよりは複雑な経緯を辿ったが、ウクライナほど難航はしなかった。カザフスタンの非核化のプロセスは、ロシアが主導する集団安全保障条約に署名し、中国との間で国境紛争がないことを確認した1992年5月の前後で二つの時期に分けられる。これよりも前の時期においては、カザフスタンはロシア、中国との関係で安全保障上の脅威を感知していたため、核兵器の扱いについての態度を明確にせず、過渡的に核保有国となるとの姿勢をとっていた。一方、それ以降の時期に

95) Budjeryn, "The Power of the NPT", p. 287; Kassenova, *Atomic Steppe*, pp. 180-184.

96) Budjeryn, "The Power of the NPT", pp. 291-292.

97) Budjeryn, "The Power of the NPT", p. 292.

なると、これらによってロシア、中国との間で安全保障上の脅威への手当てを行ったことで非核化に向かうことを決断し、その後は、非核化に際する条件闘争を行った。

このようにカザフスタンが1992年5月の集団安全保障条約の署名、中国からの国境紛争がないとの確認を受けて、非核化に向けて舵を切ったことに鑑みれば、同国の非核化のプロセスにおいては、安全保障上の脅威の状況や安全保障のための対外的な仕組みという安全保障要因が決定的であったと考えられる。

非核化の方針を固めた後、カザフスタンは非核化してNPTに加盟するに当たっての利益を最大化すべく関係国と交渉を行った。その成果が核弾頭に含まれている核物質についての補償と関係国からの安全の保証に関するコミットメントであった。安全の保証に関するコミットメントは、さほど強い内容ではなく、集団安全保障条約によるものとは質的に異なったものであったが、条件闘争の結果として甘受した。この条件闘争の過程は、むしろ国際的な規範に従うことからの利益の享受で理解することができる。

カザフスタンは、セミパラチンスクの経験を有していたが、この非核化のプロセスにおいては、非核化を目指す理念が特に顕著な役割を果たした形跡は見られない。非核化の方針を定めた後、条件闘争に転じたことで、核兵器保持に伴う維持・管理・運用の技術的対応可能性（技術的能力要因）を具体的に考慮する状況も生じなかった。

これらを踏まえると、カザフスタンの非核化のプロセスでは、安全保障要因が最重要の決定要因となったと考えられる。また、国際的な枠組みに従うことからの利益の享受（国際的規範要因）がこれを後押しする役割を果たしたと考えられる。一方、理念要因、技術的能力要因は特に非核化の動因とはならなかったと考えられる。

（四）ウクライナの非核化

1 経緯

ソ連の解体により、ウクライナには176基のICBM（SS-19が130基、SS-24が46基。核弾頭は1240発）、600発のAS-15を搭載可能な44機の戦略爆撃

機などが残された⁹⁸⁾。これにより、ウクライナは米ロに次ぐ世界第3位の核保有国となった。

ウクライナでは1986年のチョルノービリ原発事故の影響もあり、独立以前から独立後の国家のあり方として非核化を求める声があった。1990年7月、ウクライナの最高会議は主権宣言を採択し、国家の権利をソ連から取り戻すことを宣言した⁹⁹⁾。この主権宣言では、軍事同盟に参加しない中立の国となることとともに、核兵器を受け入れない、製造しない、取得しないの非核三原則を守る非核の国となるの方針が盛り込まれた。1991年9月、ウクライナを訪問した米国のジョージ・H. W. ブッシュ (George H. W. Bush) 大統領に対し、クラフチュク最高会議議長は、ウクライナは非核の国となることを望んでおり、NPTに参加する用意がある、われわれは核兵器の削減に参加すると非核化への意欲を示した¹⁰⁰⁾。

1991年8月、ソ連における保守派のクーデター失敗の後、ソ連の解体のプロセスが進んだが、ウクライナはそれを先導する役割を果たした。ウクライナの最高会議は8月24日に独立を決議し、それを12月1日に国民投票にかけることとした¹⁰¹⁾。1991年10月、最高会議は「ウクライナの非核の地位に関する声明」を採択し、ウクライナとして非核化し、NPTに非核兵器国として加盟するとの方針を宣言した¹⁰²⁾。12月1日に行われた国民投票では、90%が独立を支持し、最高会議の議長を務めていたクラフチュクを大統領に選出した¹⁰³⁾。この国民投票の結果は、ソ連の解体に大

98) Budjeryn, 'Non-Proliferation and State Succession', p. 48.

99) Budjeryn, 'The Power of the NPT', pp. 102-104; Budjeryn, *Inheriting the Bomb*, pp. 114-115, 塩川『国家の解体』1677～1683頁。

100) Memorandum of Conversation between President Bush and Ukrainian Supreme Soviet Chairman Leonid Kravchuk, September, 25, 1991, National Security Archive.

101) Budjeryn, 'The Power of the NPT', p. 111; Budjeryn, *Inheriting the Bomb*, p. 129; 塩川『国家の解体』1946～1948頁。

102) Budjeryn, 'The Power of the NPT', p. 117; Budjeryn, *Inheriting the Bomb*, p. 134.

103) Budjeryn, 'The Power of the NPT', p. 118; Budjeryn, *Inheriting the Bomb*, p. 137; 塩川『国家の解体』2094～2098頁。

きな影響を与えた。

ウクライナは、12月8日、ベロヴェジャ会議において、ロシア、ベラルーシとともに会合し、CISを創設することを宣言することで、ソ連に引導を渡す役割を果たした。この時、ロシアがCISにおける統合の要素を強調する立場であったのに対し、ウクライナは分離の意義を強調するという相違があった¹⁰⁴⁾。ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、ウクライナの四カ国は、12月21日、アルマ・アタ協定においてすべての旧ソ連の核兵器について統一的な管理と単一の司令の下に置かれることに合意した¹⁰⁵⁾。また、同協定において、ベラルーシ、カザフスタン、ウクライナの三カ国は、旧ソ連の戦術核兵器を1992年7月までに「製造工場の近くの中央の基地」に移送することを約し（同協定第6条）、ウクライナは、ベラルーシとともに、NPTに非核兵器国として加盟国となることを約した（同協定第5条第1項）。また、CIS11カ国は、12月30日、ミンスク協定に署名したが、ウクライナは、同協定において、戦略核兵器を1994年末までに除去することを目指すことを約した（同協定第4条。カザフスタン、ベラルーシはそうしたコミットメントは行わなかった）¹⁰⁶⁾。パズニャクは、この当時、ウクライナがロシアの介入の手段をできる限り早急に除くために戦略核兵器の早期の除去を望み、ロシアもウクライナから早期に「核カード」を奪いたかったことからウクライナの戦略核兵器についての規定が盛り込まれたと説明している¹⁰⁷⁾。このように、ソ連が解体した1991年12月の時点では、ウクライナは旧ソ連三カ国の中で最も非核化に意欲的な国であった。

一方、1991年12月のソ連の解体によって、独立が現実のものとなると、別の力学が働き始めた。ソ連の解体によって、モスクワとキーウとの関係の枠組みが変化した。以前は、ソ連という大きな枠組みとそれを構成する

104) 塩川『国家の解体』2180、2090～2091頁。

105) Budjeryn, 'The Power of the NPT', p. 119; Budjeryn, *Inheriting the Bomb*, p. 138, Paznyak, 'Belarusian Denuclearization', p. 157.

106) Budjeryn, 'The Power of the NPT', pp. 119-120; Budjeryn, *Inheriting the Bomb*, p. 138.

107) Paznyak, 'Belarusian Denuclearization', pp. 158, 175,

共和国との関係であった。ところが、ソ連の消滅によって、ロシアとウクライナは、大きな枠組みなしに独立国として並列することとなった。それはさまざまな懸案を浮上させることになった。

ウクライナはロシアがかつてのように帝国主義的膨張を図らないかとの懸念を持った。ロシアにおいては、そもそもウクライナを独立国として認めることに心理的な抵抗感を持つ者もいた。ロシアからは、場合によっては近隣の共和国との国境線を改変する権利を持つといったウクライナの不安をかき立てる発言もなされていた。更に、黒海艦隊の扱い、クリミア半島の帰属問題、戦術核兵器の移送など具体的な懸案も浮上して、1992年の春にかけてロシアとの関係が緊張した¹⁰⁸⁾。1992年5月にクラフチュク大統領が訪米した際、クラフチュクはブッシュ大統領との少人数会合において、ロシアが領土についての主張を始めていることに言及の上、ロシアにおける帝国主義的傾向にウクライナ国民は懸念を持っていると訴えた¹⁰⁹⁾。こうした状況を背景に、ウクライナ国内では、核兵器を単にロシアに移送することに対する反対論が生まれ、「核兵器の所有者としての立場」を主張する者が増えた¹¹⁰⁾。ブジャリンは、その背景を「安全保障環境の悪化、公正な取り扱いへの要求、他に取引手段を持たないこと、西側の受け止め方への理解不足」と要約するとともに、このウクライナにおける姿勢の転換を「放棄から所有権への転換」と呼んだ¹¹¹⁾。

ウクライナは1991年8月の独立宣言の採択の後、直ちに独自軍の創設に動き¹¹²⁾、CISの軍事的統合に後ろ向きの立場を取った。ウクライナは核

108) Budjeryn, "The Power of the NPT", pp. 123-136; Budjeryn, *Inheriting the Bomb*, pp. 139-150.

109) George H. W. Bush-Leonid Kravchuk Conversation, Restricted Session Handwritten note, May 6, 1992, National Security Archive.

110) Budjeryn, "The Power of the NPT", pp. 135-136; Budjeryn, *Inheriting the Bomb*, pp. 150, 152-153.

111) Budjeryn, "The Power of the NPT", p. 110; Budjeryn, *Inheriting the Bomb*, pp. 128-153.

112) Budjeryn, "The Power of the NPT", p. 123; Budjeryn, *Inheriting the Bomb*, pp. 134-137.

兵器について CIS の戦略軍が統一的管理を行うことを受け入れていたが、戦略軍の範囲をどう見るかも争いの種となった。CIS についてのウクライナの見方とロシアの見方は相違していた。ロシアは CIS を旧ソ連の軍事、政治、経済の結びつきを維持するための仕組みと捉えていたのに対し、ウクライナは CIS を旧ソ連の各共和国が完全な独立に至るまでの過渡的、一時的な組織と捉えていた¹¹³⁾。CIS 諸国は 1993 年 5 月の集団安全保障条約に参加する国とこれに参加しない国とに分かれた。集団安全保障条約に参加しない国は、地域秩序がもっぱらロシア主導となることに抵抗感を持つ国であり、ウクライナはその代表格であり、他には、ジョージア、アゼルバイジャン、モルドバも同様であった¹¹⁴⁾。

ウクライナの国内ではさまざまな立場の者がいたが、ブジャリンは「核兵器の所有者としての立場」をどのような形で実現していくかについて三つの立場があったと整理している¹¹⁵⁾。第一の立場は核兵器を放棄することに伴う補償を求める根拠とすべきというもので、クラフチュク大統領やウクライナ外務省がその立場を取った。第二の立場はいずれ非核化するとのコミットメントは維持しつつ、当面、核兵器を保有し続けるべきというもので、ユーリ・コステンコ議員がこの立場であった。第三の立場は核兵器を抑止の手段として維持すべきというもので、ヴォロディミル・トルブコ (Volodymyr Tolubko) 議員がこの立場であった。

こうした国内の議論はあったものの、第二の立場は NPT の枠組みの中で実現が困難であり、第三の立場は NPT の枠組み上の問題に加えて技術

113) Budjeryn, "The Power of the NPT".

114) これら諸国は、1997 年に、GUAM と呼称されるサブ・リージョナル・グループを形成することとなる (GUAM は、ジョージア、ウクライナ、アゼルバイジャン、モルドバのそれぞれの国名の頭文字)。GUAM には、一九九九年にウズベキスタンが加わり、GUUAM となるが、ウズベキスタンは 2002 年に参加停止をし、GUAM に戻った。廣瀬陽子「CIS 内サブ・リージョナル・グループの動向」田畑伸一郎・末澤恵美編「CIS: 旧ソ連空間の再構成」国際書院、2004 年、133～157 頁。

115) Budjeryn, "The Power of the NPT", pp. 147-157; Budjeryn, *Inheriting the Bomb*, pp. 164-184.

的に対応できるものではなく、結局は第一の立場で交渉を進めることとなり、ブジャリンが「所有権から核の放棄へ」と呼ぶプロセスが進んでいくこととなった¹¹⁶⁾。

1992年5月のリスボン議定書に基づき、1993年2月までにウクライナを除く全当事国がSTARTIを批准したが¹¹⁷⁾、ウクライナ議会による承認は難航した¹¹⁸⁾。

米国では1993年1月にビル・クリントン (Bill Clinton) 政権が発足し、短兵急にウクライナに非核化を迫るのではなくウクライナとの政治・経済的な関与を強め、ウクライナの懸念にも応えることで解決を図ろうとの方針に転換した¹¹⁹⁾。新しい政策の下、①非核化に伴う支援の供与、②経済協力、③安全の保証の「三つの柱」についての討議が進められた。

1993年11月、ウクライナ議会は、STARTIとリスボン議定書などのパッケージを承認したが、核兵器に対する所有権の主張から多くの留保が付された¹²⁰⁾。ウクライナ議会はリスボン議定書第5条が規定するNPTに非核兵器国として加盟するとの義務を否定し、STARTIとNPTとを切り離したが、これには国際的な非難が起こった¹²¹⁾。一方、ウクライナ政府は、こうした国内の状況を踏まえた対応を余儀なくされた。

ウクライナ議会の付した留保はウクライナのSTARTI承認とNPT加盟

116) Budjeryn, "The Power of the NPT", pp. 161-183.; Budjeryn, *Inheriting the Bomb*, pp. 187-223 .

117) 1992年5月にカザフスタン、同年10月に米国、11月にロシア、1993年2月にベラルーシがSTARTIを批准した。

118) Budjeryn, "The Power of the NPT", pp. 140-161; Budjeryn, *Inheriting the Bomb*, pp. 153-186.

119) Budjeryn, "The Power of the NPT", pp. 161-163; Budjeryn, *Inheriting the Bomb*, pp. 191-192.

120) Budjeryn, "The Power of the NPT", pp. 169-172; Budjeryn, *Inheriting the Bomb*, pp. 205-208. この時、同時に、米国の「協調的脅威削減計画」の実施のための枠組み協定や高濃縮ウランへの補償についても承認パッケージに組み込まれた。

121) Budjeryn, "The Power of the NPT", pp. 169-172; Budjeryn, *Inheriting the Bomb*, pp. 205-207.

の即時実施を困難にするものであったが、同時に解決の方向性をも指し示すものであった。1994年1月、クラフチュクは、モスクワに赴き、ロシアのエリツィン大統領、訪問中の米国のクリントン大統領と三者声明に署名した¹²²⁾。これは、ウクライナが完全に非核化することを約する一方、米国とロシアがウクライナの安全の保証を表明する内容のものであった。これを受けて、ウクライナとロシアとの間で戦略核兵器の撤去の作業についての協議が進捗し、同年3月、SS-24からの核弾頭の取り外しの作業が開始され、5月までに完了した¹²³⁾。

1994年11月、ウクライナ議会は、ようやく「NPT加入に関する法」を承認した¹²⁴⁾。この審議の際、ヘンナディ・ウドベンコ（Hennadiy Udvenko）外相は、ウクライナの核についての理論的な所有権は、政治的、経済的及び技術的に行使することはできないことを説明した¹²⁵⁾。ここでも、同法の発効は、核兵器国によるウクライナの安全を保証する国際文書が署名されることを条件とするとの留保が付された。

これに対応するため、1994年12月、米国、英国、ロシアの三カ国がウクライナとともに、ウクライナの安全を保証するブダペスト覚書を作成した¹²⁶⁾。この文書の具体的な内容は、①ウクライナの独立、主権、現行の国境を尊重する、②ウクライナに対し武力の威嚇ないし武力の行使を行わない、③ウクライナに対し政治的な影響を与える目的で経済的な圧力を加えない、④ウクライナに対し核兵器が用いられた場合に国連安保理の行動を求める、⑤ウクライナに対し核兵器を使用しない、⑥これらの約束に関す

122) Budjeryn, “The Power of the NPT”, p. 176; Budjeryn, *Inheriting the Bomb*, pp. 210-211.

123) Budjeryn, “The Power of the NPT”, pp. 178-179; Budjeryn, *Inheriting the Bomb*, p. 212.

124) Budjeryn, “The Power of the NPT”, pp. 179-181; Budjeryn, *Inheriting the Bomb*, pp. 216-217.

125) Budjeryn, “The Power of the NPT”, pp. 179-180; Budjeryn, *Inheriting the Bomb*, p. 216.

126) Budjeryn, “The Power of the NPT”, pp. 181-183; Budjeryn, *Inheriting the Bomb*, pp. 218-219.

る問題が発生した際には他の関係国と協議するというものであった¹²⁷⁾。この安全の保証のコミットメントの文言、形式は必ずしも強固なものではなかったが、これにより前記のウクライナ議会が設定した条件が満たされ、ウクライナの「NPT加入に関する法」が発効した。フランスと中国も、同様の文書を作成した¹²⁸⁾。これにより、ロシアは、STARTIの批准書の交換に応じ、STARTIは、ようやく発効することとなった。

2 分 析

ウクライナの非核化は旧ソ連三カ国の中で、最も難航し、複雑な過程を経るものとなった。このウクライナの非核化のプロセスを見ると、二つの転換点があったことが見て取れる。一つは前項の経緯の記述の中で「核の放棄から所有権へ」と呼ばれているもので、ロシアとの関係の緊張によって核を手放すことへの懐疑論が現れたことである。もう一つは「所有権から核の放棄へ」と呼ばれているもので、核を手放すことへの懐疑論はあっても、核を保持することはオプションとはならず、結局は核を手放す見返りに何を得るかとの条件闘争を行わざるを得ないとの認識に至ったことである。

第一の転換である「核の放棄から所有権へ」の契機は、ロシアに対する安全保障上の脅威の高まりであった。黒海艦隊の扱い、ロシアにおけるクリミア半島についての主権を主張する動きなどから、ロシアに対する安全保障上の脅威が顕在化した。それに対して、ウクライナとしては、安全保障上の手立てによってバランスさせることは困難であった。対内バランスを図るといっても、ロシアとは国家の規模が異なり、核兵器国である

127) Memorandum on Security Assurances in Connection with Ukraine's accession to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons sign by Ukraine, the Russian Federation, the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and the United States of America, United Nations, A/49/765, S/1994/1399, 19 December 1994.

128) Budjeryn, 'The Power of the NPT', p. 182; Budjeryn, *Inheriting the Bomb*, p. 219.

ロシアからの脅威を通常兵器でバランスさせることは困難であった。対外バランシングについては、ベラルーシやカザフスタンが行ったようにロシア主導の集団安全保障条約に加盟するのでは、むしろロシアに対する立場が弱くなるばかりであり、かといって、ロシアに近接したウクライナがNATOに加盟するというオプションは現実的なものではなかった¹²⁹⁾。そうした状況から、核を手放すことへの躊躇が生まれたのが第一の転換である。これは安全保障上の脅威が低減したり、また、安全保障のための対外的な仕組みが構築されたりすることが非核化の決定要因になるという安全保障要因とはむしろ逆の方向の力学が働いたことになる。

第二の転換とは、核を保持することはオプションとはならず、結局は核を手放す見返りに何を得るかとの条件闘争に入らざるを得ないとの認識に至ったことであり、これが非核化の判断に結びついたが、国際的な規範との関係と、核兵器の維持・管理・運用を行う技術的対応能力という二つの要因が重要であった。第一の要因は国際的な規範との関係であるが、NPTには、核兵器国と非核兵器国の二つのカテゴリーしかなく、前者は、1967年1月1日までに核爆発を起こした国として、米国、ソ連、英国、フランス、中国の五カ国で固まっており、それ以外の国は、NPTの枠組みの中では、非核兵器国になるしかなかった。すなわち、ウクライナとしては、NPTに非核兵器国として加盟するか、NPTの枠外に身を置くかの選択を迫られることとなった。NPTに非核兵器国として加盟する場合には、さまざまな利益が提供される一方、NPTの枠外に身を置く場合、北朝鮮のように国際社会からパリア国家扱いされることを甘受しなければならなかった（国際的規範要因）。第二の要因は、核兵器の維持・管理・運用を行う技術的対応能力であり、ウクライナは、自国の領域に残されたとはいえ、旧ソ連の核兵器の維持・管理・運用を行う技術的対応能力は欠けており、その点からも、核を保持することはオプションとはならなかった（技術的能力要因）。これらの要因の複合のため、ウクライナは安全保障要因からは出てこない苦渋の選択として、非核化を行うこととなった。ウク

129) Reiss, *Bridled Ambition*, p. 126.

ライナは、条件闘争の結果、ブダペスト覚書を得たが、そこで得られた安全の保証は強固なものではなかった。ウクライナは、チョルノービリの経験を有しており、当初の段階では、それが非核化を目指す方向性につながったが、最終的な非核化に当たっては、非核化を目指す理念（理念要因）がその判断に特に顕著な役割を果たした形跡は見られない。

四 旧ソ連三カ国における非核化の決定要因

前章の分析を踏まえて、これら三カ国の非核化のプロセスそれぞれにおいて、どの事項が決定要因として働いたかを改めて整理してみたい。また、それを通じて、これら三カ国の非核化のプロセスの速度、容易さを異なったものとなった理由・背景を検討したい。

ベラルーシの非核化においては、安全保障上の脅威を感知していなかったという安全保障要因と、チョルノービリ原発事故に端を発する理念要因が重要であった。ほとんど交渉らしい交渉を要しなかったことに表れているように、国際的な規範に従う利害得失（国際的規範要因）は特に考慮されなかった。また、核の保持を考慮しなかったのも、核兵器保持に伴う維持・管理・運用の技術的対応可能性（技術的能力）が考慮される状況も生じなかった。

カザフスタンの非核化においては、安全保障上の脅威を感知しない状況を作ったこと（安全保障要因）、国際的な規範に従う利害得失を確保したこと（国際的規範要因）が重要であった。セミパラチンスク核実験場の経験があったにもかかわらず、理念要因は非核化のプロセスには影響をしなかった。1992年5月までは核を保持するとの姿勢をとっていたが、安全保障上の脅威を感知しない状況を作ったことで条件闘争に転じたため、核兵器保持に伴う維持・管理・運用の技術的対応可能性（技術的能力要因）を具体的に考慮する状況も生じなかった。

ウクライナの非核化においては、安全保障上の脅威が感知されており、安全保障要因が非核化に導く状況にはなかった。そこで、国内では核の保持を求める声も提起された。一方、国際的規範要因からすれば、核の保持

は得策ではなく、技術的能力要因からすれば核の保持は現実的ではなかった。そのため非核化に向かうとの判断に至った。

これら三カ国はいずれも非核化という到達点に達したが、そのプロセスの速度、容易さには顕著な違いがあった。そうした違いを生んだ原因を考えると、安全保障要因がどの方向を指し示すのが重要であった。ベラルーシは、安全保障要因が非核化の方向性と合致したことで、大きな困難なく非核化に向かっていった。カザフスタンは、独立時はロシア、中国との関係で安全保障上の脅威を感知しており、核兵器を保持する姿勢をとっていたが、安全保障上の脅威への手当てを行うことで、その後は非核化に向かっていった。一方、ウクライナの場合は、安全保障要因では核を手放すことへの躊躇が示唆される状況であった。ところが、核の保持は国際的規範要因、技術的能力要因から現実的なオプションとならなかった。そのため、安全保障要因からは出てこない苦渋の選択として、非核化を行うこととなった。安全保障上の脅威があるにもかかわらず、非核化に踏み切るものであり、それを可能にするための条件作り、非核化の政策判断、国内における支持の獲得はいずれも容易ではなかった。それが困難なプロセスとなり、時間もかかることとなった背景と言える。

このように三カ国の非核化のプロセスそれぞれを見てくると、三カ国はいずれも非核化という同じ到達点に達した点では共通していたものの、そのプロセスで働いた要因に着目すると、共通点よりは相違点が明らかとなった。本稿で着目した四つの要因の内、三カ国いずれについても非核化のプロセスで決定要因となったものはなかった。安全保障要因はベラルーシとカザフスタンの非核化の決定要因となったが、ウクライナについてはそうではなかった。国際的規範要因はカザフスタンとウクライナの非核化の決定要因となったが、ベラルーシについてはそうではなかった。理念要因はベラルーシのみについて、技術的能力はウクライナのみについて決定要因となった（図表を参照）。

図表 旧ソ連三カ国の非核化の決定要因のまとめ

	安全保障要因	国際的規範要因	理念要因	技術的能力要因
ベラルーシ	◎		◎	
カザフスタン	◎	◎		
ウクライナ		◎		◎

五 結 論

本稿においては、旧ソ連三カ国の非核化のプロセスにおいて働いた決定要因を検討することで比較分析を試みた。

本稿では、そのために、安全保障要因、国際的規範要因、理念要因、技術的能力要因の四つの事項に着目し、これら三カ国の非核化のプロセスそれぞれにおいて、いずれの事項が決定要因として働いたかを見てきた。その結果、ベラルーシとカザフスタンはともに安全保障要因が決定要因となっており、それに加えて、ベラルーシについては理念要因が、カザフスタンについては国際的規範要因が決定要因となったことが示された。一方、ウクライナの場合には、安全保障要因では核を手放すことの躊躇が示唆される状況であったが、国際的規範要因と技術的能力要因から非核化に踏み切った状況であったことが明らかとなった。また、三カ国の非核化のプロセスが速度、容易さの点で大きな相違があったことについては、安全保障上の脅威の存否という安全保障要因が大きく関わることも明らかとなった。

本稿の結論は以上であるが、今後の研究課題の一つとしては、本稿で取り上げた三カ国以外の非核化の事例である南アフリカやそれ以外の核の抑制の事例についての事例研究を行うこと、その結果をウクライナ、ベラルーシ、カザフスタンの三カ国の非核化の事例と対比することが考えられる。もう一つの研究課題としては、ウクライナ、ベラルーシ、カザフスタンの三カ国の非核化後の進展状況がそれぞれ異なったことについて、非核化のプロセスにおける決定要因との関係について検討を行うことが考えられる。

本稿での分析やこれらの検討は、将来に起こりうる非核化を含む核の抑

制の事例において、前例を参照する際の精度を高めることになるものと考えられる。

北野 充（きたの みつる）

所属・現職 一般財団法人 自治体国際化協会 参与
最終学歴 ジュネーブ大学修士（国際問題高等研究所）
所属学会 日本軍縮学会
専攻領域 軍縮・不拡散、安全保障論
主要著作 『アイルランド現代史——独立と紛争、そしてリベラルな富裕国へ』（中公新書、2022年）
『核拡散防止の比較政治——核保有に至った国、断念した国』（ミネルヴァ書房、2016年）
“Opaque Nuclear Proliferation Revisited: Determinants, Dynamism, and Policy Implications”, *The Nonproliferation Review*, Vol. 23, Issue 3-4, 2016